期間進行基準による振替額	運営費交付金収益	0	—（期間進行基準を採用した業務は無い）
	資産見返運営費交付金	0	
	資本剰余金	0	
	計	0	
費用進行基準による振替額	運営費交付金収益	1,039,447,192	①費用進行基準を採用した業務：全ての業務 ②当該業務に係る損益等 ア）損益計算書に計上した費用の額：1,039,447,192円 （役職員人件費812,174,453円、研究活動66,156,256円、研修事業24,748,884円、教育相談活動7,922,306円、情報普及活動89,263,900円、国際交流活動17,187,936円、一般管理費21,993,457円） イ）固定資産の取得額：15,952,350円 （業務用器具備品等15,952,350円）
	資産見返運営費交付金	15,952,350	
	資本剰余金	0	
	計	1,055,399,542	
会計基準第80第３項による振替額		0	
合　計		1,055,399,542	

⑶　運営費交付金債務残高の明細

交付年度	運営費交付金債務残高		残高の発生理由及び収益化等の計画
平成21年度	業務達成基準を採用した業務に係る分	0	—（業務達成基準を採用した業務は無い）
	期間進行基準を採用した業務に係る分	0	—（期間進行基準を採用した業務は無い）
	費用進行基準を採用した業務に係る分	205,063,458	①費用進行基準を採用した業務：全ての業務 ②運営費交付金債務残高の発生理由は、主に予算措置された自己都合退職手当について自己都合退職者がなかったなどの人件費であり、平成22年度の自己都合退職者の退職手当に充てるものの他、⑴ホームページのリニューアルを行うとともに、所蔵図書及び電子データの整備ならびに図書室内の整備を行うなどナショナルセンターとしての情報普及機能の強化を図る。⑵平成22年度に実施される研究に対して充てる。⑶業務体制等の再編整備に充てるものとする。 ③翌事業年度に繰り越した運営費交付金債務残高については、翌事業年度において収益化する予定である。
	計	205,063,458	

運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細

①施設費の明細　（単位：円）

区分	当期交付額	左の会計処理内訳			摘要
		建設仮勘定見返施設費	資本剰余金	その他	
研修棟空気調和設備等改修	24,885,000	0	24,885,000	0	
計	24,885,000	0	24,885,000	0	

役員及び職員の給与の明細

（単位：千円）

区分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	千円 (408) 33,858	名 (2) 2	千円 (—) (—)	名 (—) (—)
職員	千円 (26,622) 634,558	名 (13) 71	千円 (—) 116,728	名 (—) 4
合計	千円 (27,030) 668,416	名 (15) 73	千円 (—) 116,728	名 (—) 4

（注記事項）

１．役員給与の支給基準の概要

⑴　役員の給与は、常勤の役員については、俸給、特別調整手当、通勤手当及び特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

⑵　俸給、特別調整手当及び通勤手当は、その月の月額の全額を毎月17日に支給する。
特別手当は、６月30日及び12月10日に支給する。

⑶　常勤役員の平成22年３月末現在の俸給月額は、理事長919,000円、理事782,000円。

⑷　非常勤役員の役員手当の月額は、17,000円。

２．職員給与の支給基準の概要

⑴　職員の給与は、基本給（俸給及び扶養手当）及び諸手当（管理職手当、調整手当、初任給調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、休日給、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

⑵　俸給、扶養手当、管理職手当、調整手当、初任給調整手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当は、その月の月額の全額を毎月17日に、超過勤務手当、休日給及び管理職員特別勤務手当は、その月の分を翌月17日に支給する。
期末手当は、６月30日及び12月10日に支給する。
勤勉手当は、６月30日及び12月10日に支給する。

⑶　職員の受ける俸給は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に勤務する職員の勤務時間・休暇等に関する規程に定める正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける職員の例に準じて俸給表において定める級及び号俸により決定する。

３．支給額には、法定福利費が含まれている。

４．職員の給与の支給人員数は、年間平均支給人員（１人未満四捨五入）である。

５．非常勤の役員及び職員に係わるものは、上段括弧書外数で記載している。

重要な債務負担行為の明細　該当なし。